



月曜 朝イチ CHECK

8/9

共同化要件で文書回答

国税庁は、特定民間再開発事業の共同化要件について（文書回答事例）（平成23年7月8日）を公表した。措置法第37条の5の買換え特例に関し地下鉄が通っているケースでは、底地権者を施行前判定対象者として、共同化要件を判定する。

8/8

電子申告で読替表揭示

国税庁は、「平成23年6月30日以後に終了する事業年度又は連結事業年度の法人税の申告にe-Taxを利用する場合のご注意」を同庁HPに揭示した。6月末の法人税法施行規則の改正で別表改訂が間に合わず、別表読替表を揭示したものの。

8/8

申告書の発送を再開

国税庁は、「岩手県、宮城県、福島県の3県の一部の地域に納税地を有する法人の皆様への申告書等用紙の発送再開に係るお知らせ」を公表した。同一部の地域についての申告・納付等期限が9月30日に決まったことに対応したものの。

8/5

3県の一部地域の期限

国税庁は、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件（国税庁告示第23号）」を明らかにした。3県の一部地域の延長期限の期日を平成23年9月30日とした。宮古市、石巻市等の期限指定は見送り。

8/4

株式等譲渡改正パンフ

国税庁は、「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成23年度税制改正のあらまし（平成23年8月）」を公表した。特定口座内保管上場株式等の譲渡特例等や特定の事業用資産の買換え特例などをコンパクトに解説している。

8/3

マン島の租税協定発効

財務省は、マン島との租税情報交換協定の発効を公表した。「租税に関する情報の交換のための日本国政府とマン島政府との間の協定」（平成23年6月21日署名）は、8月2日に効力発生に必要な相互通知が終了し、本年9月1日に発効する。

7/29

成年後見支援センター

日税連は、成年後見支援センターHPを開設した。28日に日税連の分掌機関の特別委員会として「日税連成年後見支援センター」が設置されたことによるもの。今後、全国各地域に設置される予定の成年後見支援センターの連合体の役割。

